

市民税・県民税の申告について

所得税の確定申告をした方は、原則として市民税・県民税の申告は必要ありません。

市民税課 224-5640
226-2540

申告期間：2月6日(木)～3月16日(月)

受付相談時間：午前9時～午後3時

(2月8日(土)は午前9時～11時30分)

* 申告期間中は同課(本庁舎2階)での受付相談はできません。

* 各会場の受付相談日程は9ページをご確認ください。

来年度の市民税・県民税(以下「市民税」といいます)の申告受け付けが始まります。申告が必要な方は早めの申告をお願いします。

なお、平成31年度の市・県民税申告書を提出した方のうち、申告が必要と思われる方へ、令和2年度の市・県民税申告書を1月27日(月)に発送します。

同申告書および市・県民税申告の手引きは、同課・市民センター・南連絡所等で配布しています(市ホームページからもダウンロードできます)。

申告期限等について

申告期限は3月16日(月)です。期限を過ぎて申告すると、令和2年度の市・県民税の納付回数が増えるため、一回あたりの納付額が高くなる場合があります。

また、令和2年度の課税証明書をすぐに交付できない場合があります。期限内申告にご協力ください。

申告が必要な方

令和2年1月1日に市内に住所があり、次のいずれかに該当する方は、市・県民税の申告が必要です。

- 所得税の確定申告が不要な方で、給与所得や公的年金等に係る所得以外に所得がある方
- 所得税の確定申告が不要な方のうち、市・県民税のみ各種控除を追加で申告する方
- 勤務先から川越市役所に給与支払報告書が提出されない方(不明な方は勤務先にご確認ください)

収入がない旨の申告が必要な方

川越市国民健康保険に加入している方(同居の親族の控除対象配偶者

や被扶養者とされている方を除く)で、次のいずれかに該当する場合は、収入がない旨の申告が必要です。また、国民年金保険料の免除を受ける方、児童手当を受ける方、課税証明書の発行を受ける方なども、申告が必要になることがあります。

- 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入がない方
- 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入が非課税所得(遺族年金、障害年金、失業給付等)のみの方

申告に必要な物

申告には次の物が必要です。準備の上、申告会場にお越しください。各種控除に必要な書類等は10ページをご確認ください。

持参する物

- ① 市・県民税申告書(市から郵送された申告書がある方は、その申告書)
- ② 収入が分かる物(令和元年分の源泉徴収票、支払調書、収入と経費の分かる帳簿等)
- ③ 印鑑(認め印可)
- ④ マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類(右下参照)

申告が不要な方

次のいずれかに該当する方は原則、市・県民税の申告は必要ありません。

- 所得税の確定申告書を提出した方
- 所得が公的年金等に係る所得のみの方で、源泉徴収票に記載のある控除以外に追加で申告する控除がない方
- 公的年金等に係る所得のみで、年金収入の合計金額が次の基準額以下になる方のうち、扶養控除、障害者控除、寡婦・寡夫控除を追加しない方

生年月日	基準額
昭和30年1月1日以前	155万円
昭和30年1月2日以降	105万円

+	身元確認書類(いずれか一つ)	● マイナンバーカード
	番号確認書類(いずれか一つ)	● マイナンバー通知カード ● マイナンバー記載の住民票
+	健康保険証等	● マイナンバーカード
		● 運転免許証
		● 健康保険証等

* マイナンバーカードであれば番号確認と身元確認が1枚で可能です。
* 扶養親族がいる方は、その方のマイナンバーの記入が必要となります。

各会場の受付相談日程 (受付時間は午前9時～午後3時。2月8日(出)のみ午前9時～11時30分)

各会場は例年、大変混みあいます。時間に余裕を持ってお越しください。

日程	会場	予想混雑状況	日程	会場	予想混雑状況
2月	市役所本庁舎7階会場	6日(木)	2月	メルト	A
		7日(金)			B
		8日(土)	B	伊勢原公民館	A
		10日(月)	A		C
		12日(水)	B	霞ヶ関市民センター	A
		13日(木)	C		B
		14日(金)	C	霞ヶ関西公民館	C
		17日(月)	A		市役所本庁舎7階会場
		18日(火)	B	B	
		19日(水)	B	B	
	20日(木)	B	C		
	21日(金)	C	C		
	25日(火)	A	16日(月)	A	
	26日(水)	B	* 予想混雑状況は混雑度が高い順にA・B・Cとなっています。		

* 給与所得者、年金収入者、個人年金などの簡易な確定申告は、2月17日(月)から3月16日(月)までの受け付け、営業所得、農業所得、不動産所得を含む収支関係の確定申告は、2月17日(月)から3月6日(金)までの受け付けになります。なお、収支関係の確定申告は、収支内訳書が作成できている場合のみ受け付けます。

* 当日は番号札を配布しますので、入口案内係へ声を掛けた上で、一時退席が可能です。なお、午前11時から午後1時まで職員の入替え等により、待ち時間が長くなる場合があります。

申告会場は大変混みあうため便利な郵送申告でご提出ください

市・県民税申告書に次の事項を記入し、右の提出書類を添えて3月16日(月)(必着)までに〒350-8601川越市役所市民税課に提出してください。

なお、郵送での申告は1月から受け付けています。

* 平成31年度の市・県民税申告書を提出した方のうち、申告が必要と思われる方へ、令和2年度の市・県民税申告書を1月27日(月)に発送します。

* 申告書および提出書類は一つの封筒にまとめて郵送してください。

* 提出書類等は返却できません。

必ず記入が必要な箇所

①住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号(マイナンバー)・押印

該当する控除がある場合に記入が必要な箇所

①本人の事項(寡婦・寡夫・勤労学生・障害者控除に該当する方)

②扶養している配偶者の内容

③扶養している16歳以上の方の内容

④扶養している16歳未満の方の内容

* 源泉徴収票に扶養している方の氏名や人数の記載があっても、申告書に記載がない場合は、控除が受けられない場合があります。

* 昨年中収入がなかった方は、申告書裏面の赤色で囲まれた欄も記入してください。

提出書類

- 必須の物 = 8ページ3段目にある「持参する物」の①②④(②はコピーでも可。④はコピーのみ可。ただし、マイナンバーカードは必ず両面をコピーしてください)
- 該当する方が必要な物 = 10ページにある「各種控除に必要な書類等」をご確認ください。各書類はコピーでも可

各種控除に必要な書類等

下記以外の控除について詳しくは、市民税課 ☎224-5640 ☎226-2540または、川越税務署 ☎235-9411(ガイダンスの後に「0」を選択)にお尋ねください。

控除名	必要書類等
雑損控除	①被害を受けた資産の明細(資産の内容・取得時期・取得価格)の分かる物 住宅…取得価格が分かる物(建物の売買契約書等)、取得年月・構造・総床面積が分かる物、浸水した高さが分かる物(あれば写真)等 家財…取得価格および取得年月が分かる物(請求書、領収書等)、浸水した高さが分かる物(あれば写真) 車両…取得価格および取得年月が分かる物(契約書等) ②被害に関連して支出(消毒・除去・修繕費用等)がある場合は、その金額が分かる物(請求書、領収書等) ③保険金等で補てんされた金額が分かる物(保険金の支払い通知書等) ④「被災証明書」または「り災証明書」 ⑤作成済みの「雑損控除の計算書」 *「雑損控除の計算書」を申告会場で作成する場合は、時間がかかります。ご了承ください。
医療費控除 *医療費控除を受け る場合は、医療費控 除の特例を適用でき ませんのでご注意く ださい。	医療費控除の明細書(医療を受けた人、続柄、病院・薬局などの支払先の名称、医療費の区分、支払った医療費の金額、支払った医療費のうち保険金などで補てんされる金額を記入) 証明書があれば控除対象となるもの (例) おむつ代購入費…おむつ使用証明書 ストマ用装具購入費…ストマ用装具使用証明書
医療費控除の特例 (セルフメディケー ション税制) *医療費控除の特例 を受ける場合は、医 療費控除を適用でき ませんのでご注意く ださい。	①セルフメディケーション税制による医療費控除の明細書(薬局などの支払先の名称、医療品の名称、支払った金額、支払った金額のうち保険金などで補てんされる金額を記入) ②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(インフルエンザの予防接種や定期予防接種の領収書または予防接種済証▶人間ドックやがん検診などの各種検診の領収書または結果通知表▶職場で受けた定期健康診断の結果通知表▶特定健康診査の領収書または結果通知表▶市町村のがん検診の領収書または結果通知表)
社会保険料控除	平成31年および令和元年中に支払った社会保険料の領収書(健康保険・介護保険・国民年金・任意継続保険の領収書、支払いの証明書等)
生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
障害者控除	障害者手帳または障害者控除対象者認定書(同認定書は令和元年12月31日現在、障害者手帳等の交付を受けていない要介護1から5に認定されている方が対象です) *同認定書については、高齢者いきがい課 ☎224-5809 ☎229-4382にお尋ねください。
寄附金控除	寄附金の受領証または寄附したことの証明書

雑損失の繰越控除について

雑損控除の金額で平成30年分の特別控除後の総所得金額等から控除しきれない金額がある場合には、その超える部分の金額を繰り越して、令和元年分以降3年間の総所得金額等の金額から差し引くことができます。この場合は、確定申告書Bと併せて損失申告の確定申告書を提出することになります。

寄附金控除について

ふるさと納税制度の適切な運用に資するため、同制度の対象となる地方団体を、一定の基準に基づき、総務大臣が指定することとなりました。指定対象外の団体に令和元年6月1日以降に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。

対象団体等については、総務省ふるさと納税のポータルサイトをご確認ください。

上場株式に係る譲渡所得および配当所得等の市・県民税の課税方法について

上場株式に係る譲渡所得および配当所得等について、所得税と異なる課税方法の選択を希望する場合は、「市民税・県民税特定配当等・特定株式等譲渡所得金額課税方式選択申告書」の提出が必要となります。申告書は、市民税課(本庁舎2階)で配布しています(市ホームページからダウンロード可)。

確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税込・贈与税の確定申告会場を川越税務署内に次のとおり開設します。開設期間前は、申告書等の作成スペースが限られているため、待ち時間が長くなる場合があります。

また、駐車場が狭いため、公共交通

機関をご利用ください。

■開設期間

2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

*2月24日(休)・3月1日(日)は、開場しません。

*2月14日(金)までは、確定申告会場は開設していません。

■受付時間

午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から。提出は午後5時まで)

*確定申告会場は大変混雑するため、待ち時間が長くなる場合や、受付時間中でも受け付けを終了する場合があります。

*相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。

*相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

■会場

川越税務署(並木452-2)

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です!

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から自宅で簡単に作成できます。作

川越税務署(申告相談窓口) ☎235-9411
*ガイダンスの後に「0」を選択してください。

成した申告書等は、e-Taxで送信するか、印刷して郵送のいずれかの方法により提出できます(郵送の場合は〒350-8666並木452-2・川越税務署)。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告できます。

e-Tax・「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問・相談は、国税庁ホームページを確認するか、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-0115901(午前9時～午後8時。土・日曜日、祝日を除く)にお尋ねください。

*確定申告などに関する問い合わせは、国税庁ホームページ「確定申告特集」でも確認できます。

ID・パスワードをこれから取得する場合は?

ID・パスワードを使えば、マイナンバーカードやICカードリーダーがなくても、自宅等からパソコンやスマートフォンでIDとパスワードを入力するだけで、簡単にe-Taxで申告することができます。

ID・パスワードは、川越税務署で発行します。発行手続きは、5分程度です。取得していない方は、早めに取得してください(発行の際、税務署で職員と対面による本人確認が必要です)。

持ち物：運転免許証などの顔写真付きの身元確認書類

*マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は、「マイナンバーカード方式」によるe-Taxが利用できます。

*ID・パスワード方式は暫定的な対応です。早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

いつでもどこでもスマホで申告!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも申告書が作成できます。

2か所以上の給与所得がある方、年末調整が済んでいない方、年金収入や副業等の雑所得がある方なども、「スマホ専用画面」から申告が可能です。ぜひ、ご利用ください(下の2次元バーコードからもアクセスできます)。



当日直接会場

無料還付申告相談会を開催します

所得税の還付申告についての無料相談会を実施します。お気軽にご相談ください。ただし、税理士に依頼している方を除きます。
受付日時…2月1日(土)午前10時～午後3時30分 会場…南公民館 対象…①給与所得者・年金受給者で600万円以下の方、②給与所得者で医療費控除を受ける方、③年の途中で就職・退職し年末調整の済んでいない方 問い合わせ…関東信越税理士会川越支部 ☎246-6188

給与支払報告書連続用紙の申し込みを受付中

市民税課 224-5640

226-2540

来年1月末までに提出する「給与支払報告書」を連続用紙で作成する市内の事業所に、用紙を無料で提供します。昨年申し込んだ事業所には、1月15日に申込書を送付しました。新たに希望する事業所は、1月31日(金)までに、電話で同課へ申し込んでください。

中退共掛け金の一部を補助しています

雇用支援課 238-6702

228-6703

市では、中小企業退職金共済(中退共)法に基づく中退共制度の掛け金について、各従業員が加入した月から36か月間、掛け金の一部を補助しています。

対象は、平成28年2月以降、中退共制度に加入した従業員がいる市内の事業所で、市の補助基準に該当する場合です。詳しくは、同課までお尋ねください。

受付期間：2月5日(水)～13日(木)(土・

日曜日、祝日を除く)、午前9時30分～午後3時30分(午前11時45

エコストア・エコオフィス認定制度をご存じですか？

資源循環推進課 239-6267
239-5054



エコストア認定板(左)とゴールドエコストア認定板(右)

ごみの減量・資源化や地球にやさしい事業活動などを積極的に行っているお店や事業所を認定する制度です。

簡易包装や量り売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減等、認定基準を満たした事業者に、認定証と認定板を交付しています。これらを掲示することにより、市民の皆さんに環境にやさしいお店や事業所であることをアピールでき、イメージアップが図られます。

また、2年ごとに更新手続きがあり、更新時に一定の基準を満たしていれば、ゴールドエコストア・ゴールドエコオフィスにステップアップすることができます。

認定を希望する場合は、同課にご連絡ください。認定事業者は、市ホームページでお知らせしています。エコストアを積極的に利用し、エコ市民を目指しましょう。

ストマ用装具等の更新申請を受付中

障害者福祉課 224-5785

225-3033

ストマ用装具・紙おむつ等について、4月から9月分の日常生活用具費の更新申請を受け付けます。

対象：すでに受給している方で、継続を希望する方

分(午後1時を除く)

受付会場：東庁舎2A会議室(東庁舎2階、郵送不可)

Jアラートの試験放送を流します

防災危機管理室 224-5554

225-2895

国が発する緊急地震速報や弾道ミサイル情報等の緊急情報を、全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機

提出方法：令和2年3月分までの支給決定通知書に同封された申請書

に必要事項を記入し、2月28日(金)(必着)までに郵送で〒350-8601川越市役所障害者福祉課

が受信し、正常に防災行政無線から放送されるかを確認する全国一斉情報伝達試験を実施します。当日は、市内全ての防災行政無線から試験放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

実施日時：2月19日(水)午前11時
放送内容

防災行政無線チャイム
「これはJアラートのテストです」
×3回

「こちらは防災川越です」
防災行政無線チャイム

自立相談支援センターにご相談ください

生活福祉課 ☎224-5784
☎224-6148

川越市自立相談支援センターでは、専門の支援員が寄り添いながら、生活で困っている方の相談に乗り、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行っています。

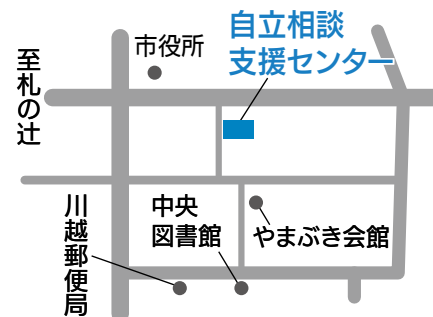
お金(家計)や仕事、住まいのことなどでお困りの場合は、できるだけ早く予防策を講じ、その状況が複雑・深刻になる前に問題解決を図ることが重要です。下記の項目に1つでも当てはまるものがあれば、同センター☎227-9283☎227-3937までお尋ねください。

- 収入がない
- もらっている年金では生活が苦しい
- 仕事が見つからない
- 仕事が続かない
- 仕事をしたことがない
- 就職活動の仕方が分からない
- 病気や障害、育児・介護で働けない
- 税金や家賃、水道・ガス・電気代が払えない
- ローンなどの借金の支払いが大変
- 今の住居を出なければならない
- 資産(家・生命保険など)はあるが生活費(現金)がない
- 家計を見直したい
- 子どもに勉強をさせてあげたいが金銭的に余裕がない
- 家族が引きこもっている
- 生活保護について知りたい
- 困っていることがあるが、どこに相談してよいか分からない

自立相談支援センターの案内

所在地…郭町1丁目2-2 オーク
2H2ビル1階

開設日時…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分



川越市地域防災計画(案)に対する意見募集

防災危機管理室 ☎224-5554

☎225-2895

市では、同計画の一部見直しを進めています。市民の皆さんの意見を反映するため、同計画(案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：1月27日(月)～2月26日(水)(消印有効)

閲覧場所：同室(本庁舎4階)・市民センター・南連絡所

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法：…任意の用紙に意見・住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、郵送・ファクスまたは直接同室(郵送の場合は、〒350-1860 川越市役所防災危機管理室)

*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報は公表しません。

心身に重度の障害のある方に医療費の一部負担金を助成しています

高齢・障害医療課 ☎224-6195 ☎224-7318

登録した方の窓口での支払いについて

市内医療機関の窓口で健康保険証と川越市重度心身障害者医療費受給者証を提示してください。一部負担金の金額等により窓口支払いが発生しない場合があります。

窓口支払いが発生した場合は、次の申請をしてください。後日、登録した口座に支払った金額を振り込みます。窓口支払いについて詳しくは、下図をご確認ください。

申請方法…川越市重度心身障害者医療費支給申請書と領収書の原本を郵送または直接同課・市民センター・南連絡所(郵送の場合は〒350-8601川越市役所高齢・障害医療課)

*申請書は、申請場所で配布しています(市ホームページからもダウンロード可)。

*支払日から5年経過すると助成を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

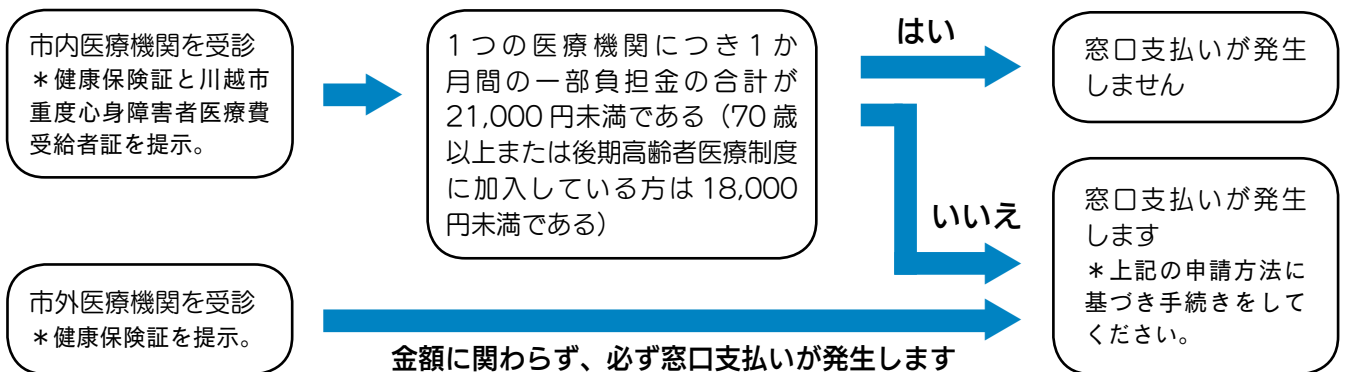
市では、心身に重度の障害のある方に、医療機関等で受診した際の医療費の一部負担金などを助成しています。助成を受けるには、受給資格の登録が必要です。登録をしていない方は、必要書類を持参の上、同課(本庁舎2階)で手続きをしてください。

対象…身体障害者手帳1~4級、療育手帳A~B、精神障害者保健福祉手帳1級の方、または後期高齢者医療広域連合による障害認定を受けた方など
*平成27年4月1日以降に、65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外です。

*受給資格の登録後に所得審査を行います。助成対象となった方には、申請した月の翌月から使用できる「川越市重度心身障害者医療費受給者証」を交付します。

必要書類…障害の程度を証明する物(身体障害者手帳等)、健康保険証、本人名義の振込先口座が分かる物、印鑑、マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)

〈窓口支払いについての流れ〉



マイナンバーカードを取得した方にマイキーID 設定支援を行います

市民課 ☎224-5744 ☎225-5371

来年度から、消費活性化策の一環として、マイナンバーカードを活用したマイナポイントの取り組みが実施される予定です。マイナポイントが付与されるには、マイナンバーカードの取得とマイキーIDの設定が必要になります。

マイキーIDは、パソコンやスマートフォンから自身で設定が可能ですが、市では、設定支援窓口を設置しますので、お気軽にお越しください。

なお、マイナポイント開始の時期が近づくと、マイナンバーカードの交付申請が混みあうことが予想されます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、早めの交付申請をお願いします。

会場…①本庁舎1階、②高階市民センター、③名細市民センター

日程…2月3日(月)~3月31日(火)(土・日曜日、祝・休日を除く)

*①は、2月8日(土)・22日(土)・3月14日(土)・28日(土)も開設します。

時間…①②=午前9時~正午▶午後1時~5時、③=午前9時~午後0時30分▶午後1時30分~5時

持ち物…マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書暗証番号(マイナンバーカード交付時に設定した数字4桁)